

## 市制に関する住民説明会【概要】

## 1 開催状況

日 時	開 催 場 所	参加者数
11月23日(水) 午前10時～	中央公民館 講堂	97人
11月24日(木) 午後7時～	保健文化センター 3階ホール	51人
11月26日(土) 午後2時～	農村環境改善センター 農事研修室	62人
11月27日(日) 午後2時～	中部コミュニティセンター 視聴覚室	82人
計		292人

## 2 主な質疑と町の考え【概要】

No.	質 疑	町 の 考 え
1	将来のまちづくりについて 《類似7件》	<p>平成23年4月に策定した第5次総合計画の将来像である「未来に向けて 住みたい・住み続けたいまち」の実現であり、具体的には実施計画に位置づけしています。実施計画に位置づけられている事業を、それぞれ推進していくことで将来像の実現を図れるものと考えています。</p> <p>山や海、田園のある恵まれた地域の特性を生かした住民・企業・行政が一体となったまちづくりを進め、誰もが住みよい町とするために、行政としては磐石な体制を作っていくことが必要であると考えています。</p> <p>町と市でどちらが劣るというものはないが、市に移行し、これから発展していく姿を県内外に見せていき、その結果ここに住んでみたいという人が増えていくことはまちの発展につながると考えています。</p>
2	市街化調整区域の見直しについて 《類似1件》	市制施行を機に見直すことはありません。
3	市制を目指すことについて 《類似1件》	<p>市制施行により、県内外に対して成長や発展の可能性をもつ都市として大きなPR効果を生み出し、企業や商業施設の進出などまちの活性化につながるものと期待しています。</p> <p>市制施行は、本町にとって最終目的ではなく、まちづくりの通過点であり、将来像の実現が図れるものと考えています。</p>

No.	質 疑	町 の 考 え
4	市制施行の要件について 《類似 3 件》	地方自治法及び千葉県条例に基づく各種要件については概ね満たしていると考えています。
5	市制に必要な経費について 《類似 5 件》	<p>臨時的経費は、電算システムや印刷物、表示物の変更に かかる経費で 1 億 3000 万円程度かかるものと見込んでい ます。今後個別の執行の中で、最小の経費で効果があがる ように精査してまいります。</p> <p>経常的経費は、市に移行後毎年、経常的に発生する福祉 関連の費用として 6 億円から 7 億円増え、国庫負担等を除 いた負担額は、2 億 4 千万円程度かかるものと見込んでい ます。但し、この負担額は国から一部普通交付税として措 置されますので、実質的な負担額は 2 億 4 千万円半分程度 になるものと考えています。この費用は、福祉サービスの 向上を図る上で、必要な経費と考えています。</p>
6	市の名称について 《類似 5 件》	<p>市名の決定については、住民の意向が第一と考えてお り、アンケート結果の大網白里市を希望する 57.8%は、重 い結果と受け止めています。</p> <p>今後、外部機関として市制施行名称検討委員会を設置 し、この委員会の中で協議、答申していただく予定です。</p> <p>なお、市制施行名称検討委員会は 20 名以内を想定して おり、町議会議員、学識経験者、地区代表、関係諸団体の 代表などを予定しています。</p>
7	アンケート結果について 《類似 5 件》	<p>先進自治体の方法を参考として実施しました。</p> <p>アンケートの信頼度は回収率ではなく回収件数に比例 し、通常、アンケート調査の回収件数が、400~1,100 程度 あれば統計学上も信頼がおけると言われております。今回 は、3,500 件以上の回答を得ましたので、誤差も小さく信 頼がおけるものと考えています。</p> <p>なお、平成 11 年度のアンケート結果でも同様の結果と なっております。</p>
8	税負担について	市に移行しても税金があがり、負担が増えるものではありません。
9	都市計画税の導入について 《類似 1 件》	市制施行と同時に導入する考えはありません。しかしな がら、都市計画事業を実施する財源として、今後、導入を 検討していきます。

No.	質 疑	町 の 考 え
10	職員数について	<p>生活保護事務では、社会福祉法の規定から、3~4名程度、また、児童扶養手当など新規の事務も行うこととなることから増員する必要があります。</p> <p>今後町全体の職員配置を検討する中で、既存職員からの養成も含め、効率的な配置に努めていきたいと考えています。</p>
11	地域主権一括法による職員数について	<p>事務量の増加に合わせて必要となる職員数は増やしていかなければなりません。行財政改革の視点からも業務量に見合った配置を効率的かつ、適正に行わなければならないと考えています。</p>
12	職員や特別職の給与、議員の報酬について	<p>職員の給料は、市に移行したからといって変わるものではありません。</p> <p>市長の給与、議員の報酬についても、特別職の報酬等審議会で審議され、議会の議決を経て決定しますので、市制と直結して変わるものではありません。</p>
13	議員の定数について	<p>地方自治法で議員定数の上限が撤廃されましたが、これまでも条例で定めております。実際の定数は議会で検討されますが、市制と直結して変わるものではありません。</p>
14	庁舎の新築について	<p>市制施行を機に新庁舎を建設するということではありませんが、現庁舎の狭あい化、老朽化など、本庁舎1階は通路も満足に取れない状況だと指摘を受けています。</p> <p>今後事務量が増えていく中で、現状の不便を解消できる対応策を考えていきます。</p>